**平成２４年（フ）第１１４９号**
広島市安佐南区西原２丁目32番17―307号
債務者　田中　正敏（旧姓吉村・藤井）
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１６３号**
広島市安佐北区可部南１丁目２番13―101号
Ａ
債務者　井上　由利
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１６４号**
広島市佐伯区美の里１丁目８番18―302号
ライフワン美の里ｏｎｅ
債務者　田中　勝盛
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第３１５号**
福岡県久留米市長門石３丁目３番45号
債務者　野口　有喜
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第４８０号**
大分市大字佐賀関1675番地の１
債務者　齊藤　奈菜（旧姓末永）
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１９４３号**
福岡県糟屋郡須恵町大字新原425番地７
債務者　林　登志子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１６１３号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善２丁目36番地Ｃ棟
債務者　浦志　博之
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９５６号**
福岡市南区野多目５丁目12番18―305号
債務者　桑野　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９５７号**
福岡市南区野多目５丁目12番18―305号
債務者　桑野紀代美
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２０６６号**
福岡市南区井尻５丁目24番６号
債務者　宮原　弘子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１３３号**
福岡市東区多の津５丁目34番８―201号
債務者　川津　久憲
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１５０号**
福岡市西区大字千里437番地
債務者　高橋　順子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１７３号**
福岡市早良区有田４丁目36番27号
債務者　橋本　美広
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１８５号**
福岡県大野城市月の浦１丁目14番２―404号
サンリヤン月の浦Ⅲ
債務者　溝添　孝一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２３４号**
福岡市南区老司２丁目６番35―301号
債務者　田渕　民子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２４０号**
福岡市南区清水１丁目９番32―202号
債務者　末吉　正直
1　決定年月日時　平成24年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２３０１号**
福岡市博多区空港前３丁目９番23―101号
債務者　吉武　　学
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１４９号**
佐賀県伊万里市山代町立岩408番地13
債務者　坂狩　憲太
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部